

第 3 3 号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 4 月 7 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

中野区特別区税条例の改正について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

1 専決処分をした事件

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

2 専決処分の内容

別紙のとおり

3 専決処分をした日

平成29年3月31日

4 専決処分をした理由

平成29年3月31日に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、同年4月1日からこの条例を施行する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をした。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

中野区長 田 中 大 輔

中野区条例第19号

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第15条第6項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その

他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第23条第1項の規定による申告書

(2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第20条の3第1項中「第15条第4項の申告書」を「第15条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に、「前4条」を「第18条から前条まで」に改める。

付則第2条の2の2第3項、第3条の3第2項及び第3条の4第2項中「前4条」を「前条まで」に、「前4条並びに」を「前条まで及び」に改める。

付則第3条の4の2第3項中「第20条の3第1項中「前4条」を「同項中「前条まで」に、「前4条及び」を「前条まで及び」に改める。

付則第4条第3項中「前4条」を「前条まで」に、「前4条並びに」を「前条まで及び」に改める。

付則第7条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを

第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第7条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

付則第8条第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第8条第3項第2号を次のように改める。

(2) 第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項並びに付

則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の2及び第20条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、第3条の4第1項及び第3条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第11条第1項中「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第14条の3第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であ

ると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の4第4項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第14条の4第6項中「第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）第15条第4項及び第6項並びに第20条の3第1項並びに付則第2条の2の2第3項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第3条の4の2第3項、第4条第3項、第8条第2項及び第3項第2号、第11条第1項及び第2項、第14条の3第4項並びに第14条の4第4項及び第6項の規定は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第7条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを中野区特別区税条例第40条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第43条

及び第44条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。